

しいたけの原産地は 正しく表示しましょう



～適正表示で、信頼される産地づくりを～

生しいたけの食品表示 に必要な事項

- 1 名称(しいたけ)
- 2 原産地(○○産)
- 3 栽培方法(○○)



栽培方法	表示
原木栽培	「原木」
菌床栽培	「菌床」
原木栽培と菌床栽培を混合	重量の割合の高い順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」

原産地＝植菌地

※令和4年からルールが変更となりました。

海外から輸入した菌床の場合

A国



菌床の輸入

千葉県

A国
(原産地)

他県で植菌した菌床・ほど木の場合

○○県



菌床・ほど木
の輸送

千葉県

○○県
(原産地)

千葉県で植菌した菌床・ほど木の場合

千葉県



培養

千葉県

千葉県
(原産地)

※「収穫地」は任意で併記することができます。

しいたけ加工品(乾しいたけなど原材料に占める割合が最も高い原材料がしいたけである加工品)については、原料原産地表示のルールに従って、しいたけのあとに()で原産地を表示します。



食品表示法に違反した場合

例：原産地（原料原産地）の虚偽の表示



2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

法人：1億円以下の罰金

【問合せ先】

千葉県農林水産部 環境農業推進課	林業事務所	林野庁
043-223-3082 「正しい食品の 表示を」	北部林業事務所 0475-82-3126 印旛支所 043-483-1130 中部林業事務所 0439-55-4971 南部林業事務所 04-7092-1318	林業事務所一覧 林野庁ホームページ 「しいたけの原產 地表示について」